

東京都安全・安心まちづくり協議会 令和7年度 活動方針・計画（案）

I 背景

都内の全刑法犯の認知件数は、本協議会が設立される前年の平成14年には30万件を超えて、戦後最悪となっていた。警察や行政が治安対策を推進し、また本協議会の設立も一つの契機となり、多くの都民や関係団体等が安全安心まちづくりに積極的に取り組んだことで、平成15年以降は減少を続け、令和3年には戦後最少を記録した。その後、コロナ禍を経て、街に人の流れが戻ってきたこともあり、一昨年からやや増加し、約9万5千件となっている。

一方で、特殊詐欺の被害は依然として深刻であり、SNSを悪用した投資詐欺や闇バイト等の新たな脅威も顕在化し、都民の不安は高まっている。東京都が実施している「都民生活に関する世論調査」においても、都政への要望として「治安対策」が常に上位に位置するなど、都民の安全安心に対する期待は高く、安全で安心に暮らせる「セーフシティ」の実現は引き続き重要な課題である。

現在、東京都、警視庁及び区市町村は、身近な犯罪対策の推進、公共空間の安全対策、子供の安全確保の推進、暴力団排除対策の推進等、地域の体感治安の改善や犯罪の抑止に向けた事業を強力に推進している。また、都民や防犯ボランティア団体等においても、防犯ボランティア活動や防犯キャンペーンの実施をはじめ、それぞれの立場に応じた分野において、独自に、あるいは行政・警察等と連携・協働しながら、防犯活動を進めているところである。

都民はもとより、訪れる人も犯罪や事故に遭うことがない、安全で安心な首都東京を実現するためには、より一層、東京都、警視庁、区市町村、都民、防犯ボランティア団体等がその総力を結集して、連携・協働し、自主的な犯罪防止活動や、犯罪や事故の防止に配慮した環境整備を推し進めていくことが不可欠である。

こうした認識の下、東京都安全・安心まちづくり協議会は、令和7年度の活動方針及び活動計画を策定し、東京都、警視庁、区市町村、都民、防犯ボランティア団体等による自主的な活動及び連携した活動に対する種々の支援を行い、地域の絆の再生を含め、都民が安全に安心して暮らせるまちづくりを推進していく。

II 活動方針

1 自助・共助の精神による安全安心まちづくりの推進

自分でできることは自分で、地域でできることは地域で協力するとともに、自治体や警察との連携を図り、安全安心まちづくりを推進する。

2 協議会の総力を発揮した安全安心まちづくりの推進

協議会のそれぞれの団体において、自主的な活動を効果的に推進するとともに、情報交換・意見交換等により連携を強化し、協議会の総力を発揮して安全安心まちづくりを推進する。

3 総合的な安全安心まちづくりの推進

ハード面における街頭防犯カメラの整備等、犯罪を起こさせない環境の整備に加え、自主的なボランティア活動をはじめとする地域コミュニティの再生や、安全安心な外国人共生社会の推進、再犯防止、非行少年対策及び青少年の健全育成、交通安全対策など、総合的な安全安心まちづくりを推進する。

III 活動計画

1 安全安心まちづくりに関する体制整備・気運醸成

- (1) 東京都安全・安心まちづくり協議会の活性化
- (2) 安全安心まちづくりに関するネットワークの活性化
- (3) 各種媒体を活用した広報・啓発やキャンペーンの実施

2 犯罪の防止に配慮した環境整備の促進

- (1) 住宅の防犯性の向上
- (2) 道路、公園、駐車場等における防犯性の向上
- (3) 繁華街・商店街、住宅地域等における防犯性の向上
- (4) 違法看板や落書きのない美しいまちづくり

3 自主的な犯罪防止活動の促進

- (1) 持続可能な防犯ボランティア活動に向けた更なる支援の推進
- (2) 犯罪情報等の発信・共有
- (3) 犯罪に対する自衛的な防犯行動の促進

4 子供の安全確保

- (1) 学校等の安全確保
- (2) 通学路等における児童等の安全確保の取組の促進
- (3) 地域、保護者、教育機関及び企業による子供を見守る活動の促進
- (4) 子供の被害防止能力の向上に向けた取組の推進

5 その他目的を達成するために必要な活動

- (1) 特殊詐欺対策の強化
- (2) ネット利用における安全安心対策
- (3) 青少年の健全育成
- (4) 痴漢対策の推進
- (5) 再犯の防止等の推進
- (6) 外国人犯罪の抑止
- (7) 大麻、危険ドラッグ等の危険薬物の乱用根絶に向けた対策の強化
- (8) 暴力団排除対策の強化
- (9) 万引き防止対策の強化
- (10) 交通安全対策の推進
- (11) その他